

議案第 36 号

伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例の
制定について

伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例を次のとおり制
定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例

目次

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 伊賀市いじめ問題対策連絡協議会 (第 2 条—第 8 条)

第 3 章 伊賀市いじめ問題専門委員会 (第 9 条—第 15 条)

第 4 章 雑則 (第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の
規定に基づき、本市が設置する伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問
題専門委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 伊賀市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡
協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ防止対策に係る情報共有
- (2) いじめ防止対策に係る関係機関等の連携の推進
- (3) その他いじめ防止対策に関し必要と認める事項
(組織等)

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 心理、福祉等に関する関係者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議（以下この章において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第3章 伊賀市いじめ問題専門委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、伊賀市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第10条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策の実効的な実施に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

(組織等)

第11条 専門委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、子どもの問題行動等に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 弁護士
- (4) 教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 専門委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 専門委員会の会議(以下この章において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第14条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第15条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会又は専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会又は専門委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる連絡協議会又は専門委員会の会議は、第6条第1項又は第13条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。